

原義保存期間 1 年未満
(令和 3 年 12 月 31 日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長

事務連絡
令和 3 年 2 月 5 日
警察庁交通局交通企画課理事官

原動機を用いる歩行補助車等及び原動機を用いる軽車両に係る基準の解釈について
原動機を用いる歩行補助車等については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
第 1 条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第
1 条に定める基準に該当するものに限ることとされており、原動機を用いる軽車両につ
いては、規則第 1 条の 2 の 2 に定める基準に該当するものとされているところ、規則第
1 条第 1 項第 2 号ニ及び規則第 1 条の 2 の 2 第 2 号ハの解釈については下記のとおりで
あるので、遺憾のないように留意されたい。

記

規則第 1 条第 1 項第 2 号ニにおいて、「歩行補助車等を通行させている者が当該車か
ら離れた場合には、原動機が停止すること」と規定されているところ、これは、歩行補
助車等を通行させている者が、当該車をすぐに停止させることができる距離より離れた
場合には、当該車の原動機が停止することを規定しているものと解する。

また、同様に、規則第 1 条の 2 の 2 第 2 号ハにおいて、「運転者が当該車から離れた
場合には、原動機が停止すること」と規定されているところ、これは、軽車両を運転し
ている者が、当該軽車両をすぐに停止させることができる距離より離れた場合には、当
該軽車両の原動機が停止することを規定しているものと解する。

これらの「すぐに停止させることができる距離」については、その車の性能等により
個別具体的に判断されるべきであり、現時点で、何らかの数値の基準を定めることは困
難であるが、一般論としては、1～2メートル程度が限度であると想定される。

なお、無人自律走行する性能を有する車については、当分の間、警察庁において個別
に判断することとするので、事業者等から当該車を使用した公道実証実験等に関する情
報を入手した場合には、下記担当まで連絡されたい。

その他、判断に当たって疑義がある場合には、下記担当まで相談されたい。